

亀山市公告第40号

亀山市個人情報保護条例（平成17年亀山市条例第20号）第27条の規定に基づき、平成27年度における公文書に記録されている自己情報の記録の開示・訂正等の状況を次のとおり公表する。

平成28年5月30日

亀山市長 櫻井 義之

1 公文書に記録されている自己情報の記録の開示請求件数 8件  
実施機関別内訳

実施機関		件数	実施機関		件数
市長部局	企画総務部	0	行政委員会	教育委員会	0
	財務部	0		監査委員	0
	市民文化部	2		選挙管理委員会	0
	健康福祉部	1		農業委員会	0
	環境産業部	0		公平委員会	0
	建設部	1		固定資産評価審査委員会	0
	医療センター	4		市議会	0
	消防本部	0			
	小計	8		小計	0
			合計	8	

注 公文書の開示の請求件数は、その請求内容が複数の実施機関にわたるものがあつたため、実施機関別内訳の合計と、一致しない。

2 公文書に記録されている自己情報の記録の訂正請求件数 0件

3 公文書に記録されている自己情報の記録の開示に関する決定の状況

区 分	開 示	部分開示	非開示	不受理	未決定	合 計
件 数	5	3	0	0	0	8

4 公文書に記録されている自己情報の記録の訂正に関する決定の状況 0件

5 不服申立ての件数 0件